⑷　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績１

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ､又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）が20m以上のコンクリート橋脚又はコンクリート橋台を新設した工事

求める実績２

オールケーシング工法により施工した杭長25m以上を含む場所打ち杭を350本以上施工した工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ､又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）が10m以上のコンクリート橋脚又はコンクリート橋台を新設した工事

求める実績２

オールケーシング工法により施工した杭長25m以上を含む場所打ち杭を150本以上施工した工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に､「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき､「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし､相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー11Ｆ
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）

⑵　技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法等　入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書（案）、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。

①　交付期間　平成27年９月15日（火）から平成27年11月27日（金）まで。

②　交付場所　⑴に同じ。

③　交付方法　設計図書等はＣＤ―Ｒにより無料で交付する。なお、下記メールアドレスに申請することにより設計図書等（ＣＤ―Ｒ）を着払いにて郵送する。

メールアドレス：tokyo.cd@c-nexco.co.jp

④　郵送による方法　会社名、住所、代表者名、担当者名、連絡先（ＴＥＬ／ＦＡＸ／E-mail）を記入し、記３⑵③に郵送申請すること。

※件名は「図書交付希望（葛葉川橋（下部工）工事)」とすること。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法等　入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、告示(平成６年建設省告示第1461号)をいう。）第１号第１号の２に規定する審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る)、申請書等を提出するものとする。

①　提出期間　平成27年９月15日（火）から平成27年９月30日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで

②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、４⑶①の期間に、４⑴に郵送すること。(郵便書留に限る。)

⑷　開札（入札執行）の日時及び場所

①　電子入札による入札　平成27年11月25日（水）から平成27年11月27日（金）までの10時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

②　郵送による入札（紙入札参加の届出を行った場合）　平成27年11月27日（金）16時00分までに４⑴に郵送すること。(郵便書留に限る。)

③　開札日時　平成27年11月30日（月）10時00分

④　場所　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー
中日本高速道路株式会社
東京支社

４　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷　契約の相手方の決定　見積価格提示者と確認協議を行った上で、最低見積価格提示者と確認協議後の価格で契約締結する。なお、最低見積価格提示者の見積価格が契約目安価格を上回った場合においても、確認協議において見積価格提示者から契約目安価格を上回った理由を確認した上で、最低見積価格提示者と確認協議後の価格で契約締結することができる。

⑸　確認協議　確認協議とは、見積価格が契約目安価格を上回っている場合に契約目安価格を上回っている理由を確認するために行う協議をいう。

⑹　契約の相手方の決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに､「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、見積り者の故意又は重大な過失により見積り書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。